

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における  
特許出願から特許査定までの期間の現状と実態  
に関する調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 7. インド

### 7.1 審査期間に関する政策等

(1) インド政府は、知的財産に関連して以下のような政策を有している。

①国家知的財産権政策（National IPR Policy、IPR 政策）<sup>68</sup>

- ・インドの知的財産制度の具体的な制度整備のロードマップ。
- ・目標 4（行政及び管理—サービス指向の知的財産権行政を近代化し、強化する）の手段として以下の記載がある。

4.16.1 登録の付与及び異議申立処理の期限を設定し、厳守する。

②国家知的財産権戦略（National IPR Strategy、IPR 戦略）<sup>69</sup>

- ・インドの経済的発展を加速し、企業競争力強化のための知的財産の効果的な創出・保護・管理等を奨励

(2) インド特許規則の改正

2016年5月16日付けでインド特許規則の改正・施行<sup>70</sup>が行われた。期間に関する主な改正点は以下のとおりである。

- ・出願を、特許付与可能な状態にするアクセプタンス期間を6か月に短縮（特許規則第24B条第5項）。
- ・早期審査制度の導入（特許規則第24C条）。ただし、当該制度の利用するための条件は非常に限定的であり、インド以外の国からの出願人は利用しにくいものとなっている（7.3.6 早期審査・優先審査を参照）。

---

<sup>68</sup> 「国家知的財産権策（商工省産業政策推進局2016年5月公表）（最終アクセス日：2017年2月6日）  
[http://www.dipp.nic.in/English/Schemes/Intellectual\\_Property\\_Rights/National\\_IPR\\_Policy\\_08.08.2016.pdf](http://www.dipp.nic.in/English/Schemes/Intellectual_Property_Rights/National_IPR_Policy_08.08.2016.pdf)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/national\\_ip\\_20160512en.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_ip_20160512en.pdf)（最終アクセス日：2017年2月6日）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/national\\_ip\\_20160512\\_201606jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_ip_20160512_201606jp.pdf)（JETROの日本語仮訳、最終アクセス日：2017年2月6日）

<sup>69</sup> 「国家知的財産権戦略」（商工省産業政策推進局、2014年8月公表）（最終アクセス日：2017年2月6日）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/national\\_IPR\\_Strategy\\_21July2014.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_IPR_Strategy_21July2014.pdf)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/national\\_IPR\\_Strategy\\_09Sep2014\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_IPR_Strategy_09Sep2014_jp.pdf)（JETROの日本語仮訳）

<sup>70</sup> [http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_42\\_1\\_Patent\\_Amendment\\_Rules\\_2016\\_16May2016.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_42_1_Patent_Amendment_Rules_2016_16May2016.pdf)（最終アクセス日：2017年3月9日）

### (3) 日本国特許庁の協力

日本国特許庁の支援により、インドの新人審査官は教育を受けている<sup>71</sup>。

## 7.2 公的統計情報

- ・ 審査請求期間についての公的なデータは見つからなかった。
- ・ インド特許意匠商標総局（Office of the Controller General of Patents, Designs & Trade Marks、以下「CGPDTM」という。）の年報<sup>72</sup>に記載された、2009年から2015年までの、出願件数、審査済（第一審査レポートの発行済）の件数、登録件数及び審査請求後の処理済（登録、拒絶及び第321条（1）により放棄された案件の合計）の件数をグラフにしたものを以下に示す。これによれば、審査済の件数は年々増加している。

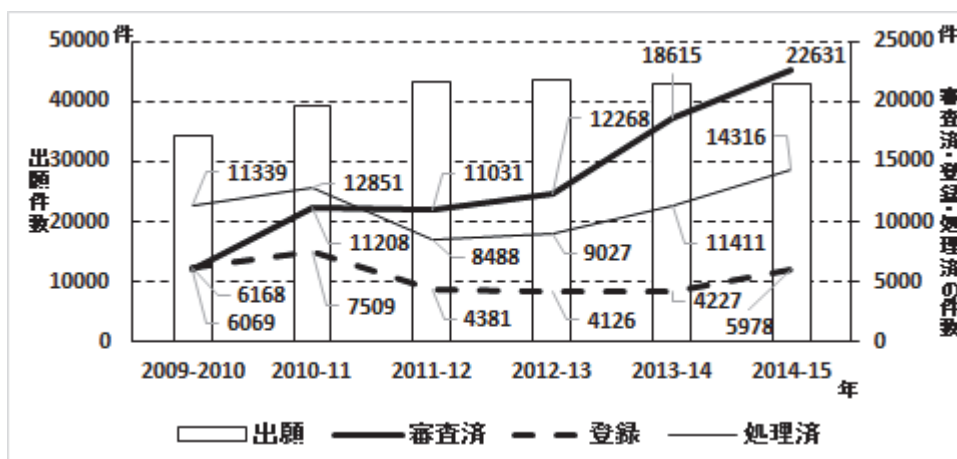


図 IN-1：出願、審査済、登録、処理済の件数

- ・ CGPDTM の HP 中の「E-Gateways」の中の「Dynamic Utilities」の中で、特許の審査状況を調査することが可能であり、その中の「Dynamic FER View<sup>73</sup>」では、CGPDTM の 4 庁（デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ）での最初の審査レポート（以下、「FER」という。）の発行件数を月ごとに表示させることができる。
- ・ 図 IN-2～図 IN-4 は、Dynamic FER View から抽出したデータをもとに作成したものである。図 IN-2 は、4 庁ごとの月別の FER の発行件数を示したものであり、チェンナイでの審査件数が増えていることが示されている。図 IN-3 及び図 IN-4 は、庁ごとの FER の発行件数を、2016 年全体及び 10～12 月の 3 か月でそれぞれ示したもので

<sup>71</sup> 「インドの新人特許審査官約 300 名を日本の特許審査官 9 名が指導しています！」（JPO、2016 年 5 月 2 日）  
[https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo\\_gallery2016050201.htm](https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2016050201.htm)（最終アクセス日：2017 年 2 月 20 日）

<sup>72</sup> <http://www.ipindia.nic.in/annual-reports-ipo.htm>  
（インド特許庁 HP Annual Report 2013-2014 及び 2014-2015 の CHAPTER-II TREND IN IPR – AT A GLANCE 及び CHAPTER-IV PATENTS を参照、最終アクセス日：2017 年 2 月 6 日）

<sup>73</sup> <http://ipindiaservices.gov.in/ferstatus/>（CGPDTM、最終アクセス日：2017 年 2 月 6 日）

ある。これらによると、デリーでの審査が減り（特に、電機・電子分野）、チェンナイでの審査が増えている。

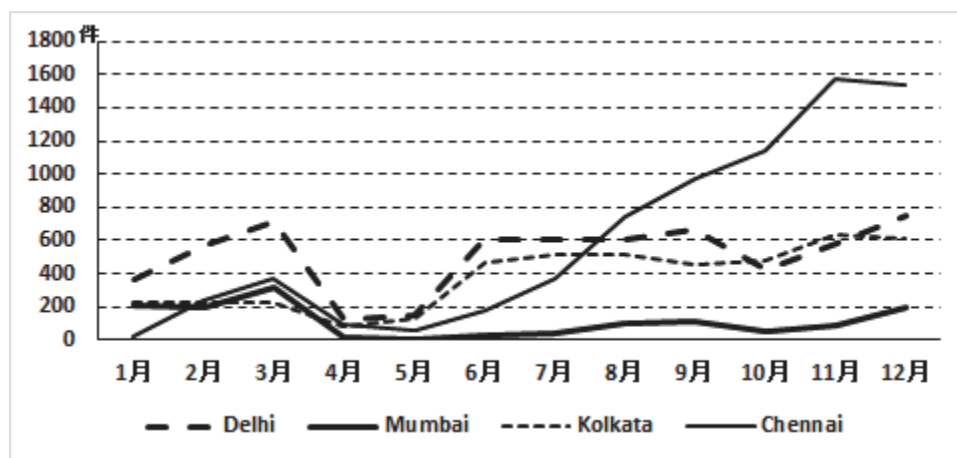


図 IN-2 : 2016 年月別の FER 発行件数

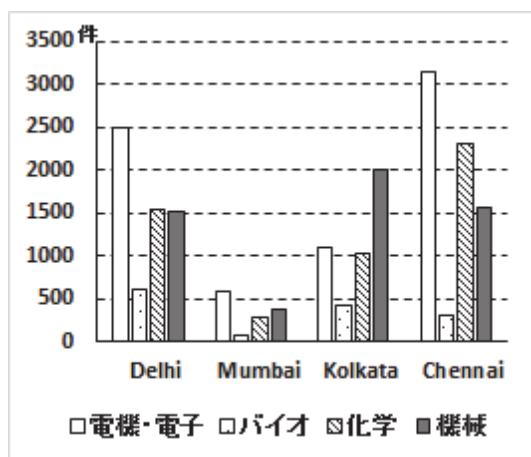


図 IN-3 : FER 発行件数 (2016 年)

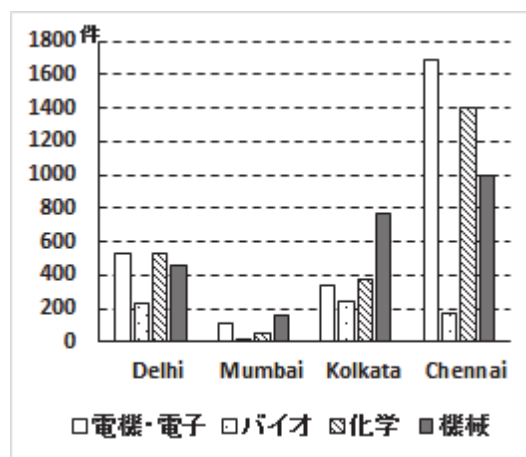


図 IN-4 : FER 発行件数 (2016 年 10~12 月)

## 7.3 制度・手続

期間についての各制度については、特許法、特許規則等に規定されている。

- ・特許法：1970年特許法、2005年4月4日法律第15号改正
- ・特許規則：2005年12月30日改正、2006年5月5日施行、2016年5月16日改正・施行<sup>74</sup>（以下「規則」という。）
- ・特許出願の調査及び審査のためのガイドライン：2015年3月公表<sup>75</sup>（以下「ガイドライン」という。）

特許出願には、通常の特許出願及び分割出願の他に、追加特許（特許法第54条）がある。本報告では特に記載がない限り、通常の特許出願について記載をする。

- ・追加特許：特許出願に記載された発明の改良又は変更に関する特許

### 7.3.1 方式審査等

通常の特許出願は、完全明細書を添付したものと、仮明細書を添付したものがある（特許法第7条第4項）。

完全明細書を添付した特許出願は、当該特許出願を提出した日が優先日となる（特許法第11条第6項及び第7項）。

仮明細書を添付した特許出願は、これを基礎として完全明細書を12か月以内に提出したとき仮明細書を提出した日が優先日となるが、当該期間内に提出しなかったときは当該出願は放棄されたものとみなされる（特許法第9条第1項、同第11条第2項）。

#### 第7条（出願様式）

(4) 各当該出願（条約出願でなく又はインドを指定して特許協力条約に基づいてされた出願でないもの）には仮明細書又は完全明細書を添付しなければならない。

#### 第11条（完全明細書のクレームの優先日）

(2) 完全明細書が次に掲げるもの、すなわち、  
(a) 仮明細書、又は  
(b) 第9条(3)に基づく指示によって仮明細書として取り扱われる明細書、  
を添付した単一出願について提出され、かつ、そのクレームが(a)又は(b)にいう明細

<sup>74</sup> [http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_42\\_1\\_Patent\\_Amendment\\_Rules\\_2016\\_16May2016.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_42_1_Patent_Amendment_Rules_2016_16May2016.pdf)  
（最終アクセス日：2017年2月10日）

<sup>75</sup> GUIDELINES FOR SEARCH AND EXAMINATION OF PATENT APPLICATIONS INDIAN PATENT OFFICE  
（OFFICE OF THE CONTROLLER GENERAL OF PATENTS, DESIGNS AND TRADEMARKS, 2015）  
[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOGuidelinesManuals/1\\_34\\_1\\_guidelines-draftSearch-examination-04march2015.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOGuidelinesManuals/1_34_1_guidelines-draftSearch-examination-04march2015.pdf)（最終アクセス日：2017年3月1日）  
インド特許庁特許意匠商標長官室（JETROによる日本語訳、2015年3月）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines\\_DraftSearchExamination\\_04March2015\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines_DraftSearchExamination_04March2015_jp.pdf)  
（最終アクセス日：2017年3月1日）

書中に開示された事項を適正に基礎とするときは、当該クレームの優先日は、関係明細書の提出日とする。

(6) (2), (3), (3A), (4) 及び (5) が適用されない如何なる場合においても、クレームの優先日は、第 137 条の規定に従うことを条件として、完全明細書の提出日とする。

(7) 本条において出願日又は完全明細書の提出日とは、第 9 条又は第 17 条に基づいて後日付を付し又は場合により第 16 条に基づいて先日付を付したときは、そのように後日付又は先日付を付した日付をいう。

#### 第 9 条 (仮明細書及び完全明細書)

(1) 特許出願 (条約出願でなく又はインドを指定して特許協力条約に基づいてされた出願でないもの) に仮明細書を添付したときは、完全明細書を出願日から 12 月以内に提出しなければならず、その提出を怠ったときは、当該出願は、放棄されたものとみなす。

方式に関する審査項目はガイドライン第 3 章 3.2 に規定されており、必要な書類、出願人、仮明細書等をチェックすることが記載されている。

### 7.3.2 審査請求前の調査報告書

審査請求前の調査報告書は作成されない。

### 7.3.3 出願公開

特許出願は出願日又は優先日から 18 か月後に公開され、長官が公報により公開する期間は当該 18 か月の満了日から 1 か月である (特許法第 11A 条第 1 項、規則第 24 条)。

#### 第 11A 条 (出願の公開)

(1) 別段の規定がある場合を除き、特許出願は、通常所定の期間中は公衆に公開しないものとする。

#### 規則第 24 条 (出願の公開)

特許出願が第 11A 条第 1 項に基づいて通常公衆の閲覧に供されない期間は、出願日又は当該出願の優先日の何れか先の日から 18 か月とする。

### 7.3.4 早期公開

出願人は、早期公開の請求をすることができ、長官が公報により公開する期間は当該請求の日から1か月である（特許法第11A条第2項、規則第24条ただし書き）。

#### 第11A条（出願の公開）

(2) 出願人は、所定の方法により第1項に基づく所定の期間の満了前にいつでも自身の出願を公開するように長官に請求することができ、第3項の規定に従うことを条件として長官はできる限り速やかに当該出願を公開しなければならない。

#### 規則第24条（出願の公開）

特許出願が第11A条第1項に基づいて通常公衆の閲覧に供されない期間は、出願日又は当該出願の優先日の何れか先の日から18月とする。

ただし、長官が公報により出願を公開すべき期間は、通常は前記期間満了の日から1月又は規則第24A条に基づく公開の請求の日から1月とする。

### 7.3.5 審査請求

通常の特許出願の審査請求は、出願日又は優先日から48か月以内にしなければならない（特許法第11B条、規則第24B第1項）。

審査請求期間内に審査請求しない場合は、その出願は取り下げられたものとみなされる（特許法第11B条第4項）。

#### 第11B条（審査請求）

(1) 如何なる特許出願についても、出願人又は他の利害関係人が所定の期間内に所定の方法により審査請求をしない限り、審査しないものとする。

(3) 2005年1月1日前に第5条第2項に基づいて出願された特許のクレームに係る出願の場合は、その審査請求は、出願人又は他の利害関係人が所定の方法により所定の期間内にしなければならない。

(4) 出願人又は他の利害関係人が第1項又は第3項に規定の期間内に特許出願の審査請求をしない場合は、当該出願は出願人により取り下げられたものとして取り扱われる。

ただし、(i) 出願人は、自己の行った出願については、所定の方法により請求して、出願後で特許付与前にはいつでも、これを取り下げることができ、かつ(ii) 秘密保持の指示が第35条に基づいて発せられた場合は、審査請求については、当該秘密保持の指示取消の日から所定の期間内に、これを行うことができる。

#### 規則第24B条（出願の審査）

(1) (i) 第11B条に基づく審査請求は、様式18により、出願の優先日又は出願日の何れか先の日から48か月以内にしなければならない。

(ii) 第11B条第3項に基づく審査請求をすべき期間は、優先日（該当する場合）から48

か月又は出願日から 48 か月とする。

(iii) 第 11B 条第 4 項に基づく審査請求は、優先日若しくは出願日から 48 か月以内、又は秘密保持指示の取消の日から 6 か月以内の何れか遅い方にしなければならない。

(iv) 第 16 条第 3 条に基づく「説明」に従いなされる出願の審査請求は、出願日から若しくは最初に述べた出願（原出願）の優先日から 48 か月以内、又は新たにされた出願（分割出願）の出願日から 6 か月以内の何れか遅い方にしなければならない。

(v) 2005 年 1 月 1 日前にされた出願についての第 11B 条に基づく審査請求をする期間は、2005 年特許（改正）法の施行前は第 11B 条に基づいて規定された期間又は本規則に基づいて規定された期間の何れか後に満了する期間とする。

### 7.3.6 早期審査・優先審査

早期審査については、2016 年 5 月 16 日施行の規則改正の際に追加された規則第 24C 条に規定されている。

これによれば、インド特許庁が国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）である、又は、出願人がスタートアップ企業であるときは、審査請求期間内に、手数料を支払って、早期審査請求をすることができる（規則第 24C 条第 1 項）。

早期審査が請求されると、長官が審査官に書類を付託する。審査官は、2 か月を超えない期間内に報告書を作成し（通常は 1 か月）、長官から出願人又は代理人へ最初の審査報告書（First statement of objection、最初の異論陳述書）を送付する。最初の審査報告書に対する回答は、3 か月又はアクセプタンス期間の最終日から 3 か月のいずれか早い時期である（規則第 24C 条）。

なお、インド特許庁が、ISA 及び IPEA として管轄している知的財産庁は、インド特許庁及びイラン・イスラム共和国のみである。例えば、日本国特許庁を受理官庁とした出願は、インド特許庁を ISA 又は IPEA として選択することはできない。

また、スタートアップ企業については規則第 2 条 (fb) 号に定義されている。

#### 規則第 24C（出願の早期審査）<sup>76</sup>

(1) 出願人は、以下の根拠に基づき、適法に認証された電子的送信に よってのみ、規則 24B で定める期間内に、第 1 附則で規定する手数料を添えて、様式 18A により早期審査を請求することができる。すなわち、

(a) 対応する国際出願において、インド特許庁が管轄の国際調査機関であるとされた又は国際予備審査機関に選出された場合、若しくは

<sup>76</sup> 特許規則第 24C 条の日本語訳については、JETRO の「インドで特許出願の早期審査制度のパブリックコメント開始」に記載された日本語訳を参照して作成した仮訳である。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/news\\_20151109.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/news_20151109.pdf) (2015 年 11 月 9 日、最終アクセス日：2017 年 1 月 10 日)



(b) 出願人がスタートアップ企業である場合。

(2) 規則 24B に基づく審査の請求は規則 24C の (1) に基づき、関連する費用を支払い、(1) で要求されている必要な書類を提出することで、早期審査の請求に変更することができる。

(3) 出願が既に第 11A 条 (2) に基づき公開されている場合、又は規則 24A に基づき公開の請求が既に行われている場合を除き、早期審査の請求は規則 24A に基づく公開の請求と共に行わなければならない。

(4) 早期審査の請求が本規則の要件を遵守していなかった場合、当該の請求は規則 24B の規定に従って処理され、当該出願人に通告がなされ、早期審査の請求が行われた日付に提出されたとみなす。

(5) 早期審査の請求が受領された場合、長官は早期審査の請求を、出願、明細書及びその他の書類と共に、出願に係る審査官に、当該の請求を提出するために付託するものとする。

ただし、本規則に基づいた早期審査の請求がスタートアップ企業により提出された場合、特許の出願後にスタートアップ企業が、法人化又は登記から 5 年以上経過した、又は売上高がその後定義された財務上の閾値を超えた為にスタートアップ企業でなくなったという理由のみで問題にされてはならない。

(6) 審査官が第 12 条 (2) に基づき報告書を作成しなければならない期間は通常 1 月とするが、長官により審査官に出願が付託された日から 2 月を超えないものとする。

(7) 長官が審査官の報告書を処理すべき期間は、長官が当該報告書を受領した日から 1 月とする。

(8) 何らかの書類と共に異論の最初の陳述書が必要とされた場合、長官により出願人又は当該出願人が委任した代理人に対し、審査官の報告書が長官によって処理された日から 15 日以内に発せられる。

(9) 早期審査の請求の出願に係る異論の最初の陳述書に対する答弁及びその後の答弁（ある場合）は、当該の出願に対する当該の答弁が受領された順番で処理されなければならない。

(10) 第 21 条に基づき出願を特許付与のために整備する期間は、異論の最初の陳述書が出願人に対し発せられてから 6 月とする。

(11) 第 21 条に基づき出願を特許付与のために整備する期間は、(10) に規定されているように、期間の延長のための様式 4 に所定の手数料を添付し、長官に対し (10) で規定された期間の満了前に提出することにより、3 月延長することができる。

(12) 長官は出願を、異論の最初の陳述書を受領してから 3 月以内、又は第 21 条に基づき出願を特許付与のために整備した最終日から 3 月以内、それらのうちより早い期間で処理しなければならない。ただし、この期限は付与前異議申立の場合は適用されない。

(13) 本規則の如何なる規定にも拘らず、長官は公報による公開をもって、その年に早期審査の請求を受領する数を制限できる。

#### 規則第 2 条 (定義)

(fb) スタートアップ企業とは、以下の企業をいう。

- (i) 法人の設立又は登録の日から5年以上経過していない
- (ii) 会計年度のいずれかの売上高が、前述の5年間を経過した場合も、2億5000万ルピーを超えない、及び
- (iii) 技術革新、開発や技術や知的財産により動かされる新しい製品、プロセス又はサービスの開発や商業化に向けて取り組んでいること。

もし、既存の企業の分割や再構築により形成された事業体ならば、スタートアップ企業とみなされない。

次のような単なる開発行為は、この定義の下では、含まれない。

- a. 商業化の可能性を持たない製品、サービス又はプロセス、又は、
- b. 識別力の生じていない (undifferentiated) 製品、サービス又はプロセス、又は、
- c. 顧客やワークフローのための増分価値がない又は制限されている製品、サービス又はプロセス

### 7.3.7 特許審査ハイウェイ (PPH)

PPHには参加していない。

### 7.3.8 拒絶理由通知について

審査請求がされると、審査請求順に審査が開始される (特許法第12条第1項、規則第24B条第2項 (i))。

審査官は、審査の結果を長官に、3か月以内 (通常1か月) に報告する (特許法第12条第2項、規則第24B条第2項 (ii))。長官は、最初の調査報告書 (First statement of objection、最初の異論陳述書) を1か月以内に出願人に通知する (特許法第14条、同15条、規則第24B条第2項 (iii))。出願人は補正の機会が与えられ (特許法第15条)、請求により聴聞の機会が与えられる (特許法第14条)

#### 第12条 (出願の審査)

(1) 第11B条 (1) 又は (3) に基づいて所定の方法により特許出願について審査請求が行われたときは、願書並びに明細書及びそれに係る他の書類は、長官が審査官にできる限り速やかに付託し、次に掲げる事項について長官に報告させなければならない。すなわち、

- (a) 願書並びに明細書及びそれに係る他の書類が本法及び本法に基づいて制定された規則に規定する要件に適合するか否か
- (b) 当該出願について本法に基づく特許付与に対する何らかの適法な異論の理由が存在するか否か
- (c) 第13条に基づいて行われた調査の結果、及び
- (d) その他所定の事項

(2) (1) に基づく願書並びに明細書及びそれに係る他の書類を付託された審査官は、所定の期間内に長官に報告することを常例としなければならない。

規則第 24B 条 (出願の審査) <sup>77</sup>

(2)

(i) 審査請求が (1) に基づき行われ、出願が第 11A 条に基づき行われた場合、長官はそれらに関する出願、明細書及びその他の書類を審査官に付託し、当該付託は、請求が行われた順序により行われるものとする。ただし、第 16 条に基づき新たに提出された場合、当該の新たにされた出願の付託の順序は、最初に述べた出願と同様でなければならない。

なお、最初に述べた出願が既に審査に付託されていた場合、新たにされた出願には審査請求が添付されなければならない。当該の新たにされた出願は 1 月以内に公告され、当該の公告日から 1 月以内に審査官に付託されなければならない。

(ii) 審査官が第 12 条 (2) に基づいて報告書を作成すべき期間は、長官が当該出願を審査官に付託した日から通常 1 月とする。ただし、3 月を超えないものとする。

(iii) 長官が審査官の報告書进行处理すべき期間は、長官が当該報告書を受領した日から通常 1 月とする。

第 14 条 (審査官の報告の長官による取扱い)

特許出願について長官の受領した審査官の報告が、出願人にとって不利であるか又は本法若しくは本法に基づいて制定された規則の規定を遵守する上で願書、明細書若しくは他の書類の何らかの補正を必要とするときは、長官は、以下に掲げる規定に従って当該出願の処分着手する前に、異論の要旨を可能な限り早期に当該出願人に通知し、かつ、所定の期間内に当該出願人の請求があるときは、その者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第 15 条 (一定の場合に出願を拒絶し又は補正を命じる等の長官権限)

長官は、願書又は明細書若しくはそれについて提出された他の書類が本法又は本法に基づいて制定された規則の要件を遵守していないと納得するときは、出願を拒絶することができ、又は出願を処理する前に、願書、明細書若しくは場合により他の書類を自己の納得するように補正させることができ、かつ、その補正を怠るときは当該出願を拒絶することができる。

特許出願は、最初の調査報告書 (First statement of objection、最初の異論陳述書) が送付された日から 6 か月以内に当該特許出願を特許付与可能な状態にされなければならない (アクセプタンス期間制度)。当該期間内に特許付与可能な状態しなければ出願は放棄したものとみなされる (特許法第 21 条第 1 項、規則第 24B 条第 5 項)。

アクセプタンス期間は、当該期間の満了前に請求することにより、最大 3 か月延長することができ、延長の請求には手数料を支払わなければならない (規則第 24B 条第 6 項、第 I 附則 (規則第 7 条参照) 項目 4)。当該 3 か月は延長することができない (規則第 138 条)。

<sup>77</sup> 2016 年 5 月 16 日付けの特許規則改正により改正されたものであり、仮訳を記載している。

このアクセプタンス期間は、改正規則（2016年5月16日施行）により、「12か月」から「6か月」に改正され、この「6か月」が適用されるのは、特許改正（2016年5月15日）より後（2016年5月16日以降）に最初の審査報告がされた出願についてである。それより以前に最初の審査報告がされた出願については、改正前の「12か月」が適用され、延長もできない。<sup>78</sup>

#### 第21条（出願を特許付与の状態にする期間）

(1) 特許出願については、長官が願書若しくは完全明細書又はそれに係る他の書類についての最初の異論陳述書を出願人に送付した日から所定の期間内に、出願人が当該出願に関して完全明細書関連か若しくはその他の事項かを問わず、本法により又は基づいて出願人に課された全ての要件を遵守しない限り、これを放棄したものとみなす。

説明——手続の係属中に、願書若しくは明細書、又は条約出願若しくはインドを指定して特許協力条約に基づいてされる出願の場合においては出願の一部として提出された何らかの書類を長官が出願人に返還したときは、出願人がそれを再提出しない限り、かつ、再提出するまで、又は出願人が自己の制御を超える理由により当該書類を再提出できなかったことを長官の納得するまで証明しない限り、かつ、証明するまで、当該要件を遵守したものとみなさない。

#### 規則第24B条（出願の審査）<sup>79</sup>

(5) 第21条に基づいて出願を特許付与のために整備する期間は、要件を遵守すべき旨の異論の最初の陳述書が出願人に発せられた日から6月とする。

(6) 第21条(5)に基づき出願を特許付与のために整備する期間は、期間の延長のための様式4に所定の手数料を添付し、長官に対し(5)に規定された期間の満了前に請求することより、3月延長することができる。

#### 規則第138条（所定の期間を延長する権限）<sup>80</sup>

(1) 規則第20条第4項(i)、規則第20条第6項、規則第21条、規則第24B条第1項、第5項及び第6項、規則第24C条第10項及び第11項、規則第55条第4項、規則第80条第1A項、規則第130条第1項及び第2項に別段の規定がある場合を除き、本規則に基づく何らかの行為をするため又は何らかの手続をとるために本規則に規定される期間は、長官がそうすることを適切と認めるとき、かつ、長官が指示することがある条件により、長官はこれを1月延長することができる。

(2) 本規則に基づく何らかの行為をするため又は何らかの手続をとるために本規則に規定される期間延長の請求は、所定の期間の満了前にしなければならない。

<sup>78</sup> PUBLIC NOTICE（インド特許庁、2016年5月18日）

<http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?233/>（最終アクセス日：2017年1月30日）

[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/233\\_1\\_publicNotice\\_18May2016.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/233_1_publicNotice_18May2016.pdf)（最終アクセス日：2017年1月30日）

<sup>79</sup> 2016年5月16日付けの特許規則改正により改正されたものであり、仮訳を記載している。

<sup>80</sup> 2016年5月16日付けの特許規則改正により改正されたものであり、仮訳を記載している。

### 7.3.9 補正について

特許出願の明細書等の補正は、出願人は、特許付与前はいつでも可能である（特許法第 57 条第 1 項）。また長官は拒絶査定等によって、明細書等の補正を行わせることができる（特許法第 15 条）。

#### 第 57 条（長官に対する特許願書及び明細書の補正）

(1) 第 59 条の規定に従うことを条件として、長官は、本条に基づいて特許出願人又は特許権者から所定の方法による申請があるときは、長官が適切と認める条件（ある場合）を付して、特許願書若しくは完全明細書又はそれらに係る他の書類を補正することを許可することができる。

ただし、特許侵害の訴訟が裁判所において又は特許の取消手続が高等裁判所において係属している間は、当該訴訟又は手続の開始が当該補正申請書の提出前か後かを問わず、本条に基づく特許願書若しくは明細書又はそれらに係る他の書類の補正申請を許可するか又は拒絶する命令を発してはならない。

#### 第 15 条（一定の場合に出願を拒絶し又は補正を命じる等の長官権限）

長官は、願書又は明細書若しくはそれについて提出された他の書類が本法又は本法に基づいて制定された規則の要件を遵守していないと納得するときは、出願を拒絶することができる、又は出願を処理する前に、願書、明細書若しくは場合により他の書類を自己の納得するように補正させることができ、かつ、その補正を怠るときは当該出願を拒絶することができる。

### 7.3.10 拒絶査定不服審判

審査の結果、拒絶査定を受けた場合は、審判部に対して、当該拒絶査定のお知らせの 3 か月以内、又は、審判部が許可する付加期間内に審判請求ができる（特許法第 117A 条第 2 項及び第 4 項）。

#### 第 117A 条（審判部への審判請求）

(2) 次の各条に基づく長官又は中央政府の何らかの決定、命令、若しくは指示に対しては、審判部に対して審判請求をすることができる。すなわち、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条第 4 項、第 28 条、第 51 条、第 54 条、第 57 条、第 60 条、第 61 条、第 63 条、第 66 条、第 69 条第 3 項、第 78 条、第 84 条第 1 項から第 5 項まで、第 85 条、第 88 条、第 91 条、第 92 条、及び第 94 条

(4) 各審判請求は、長官若しくは中央政府の決定、命令若しくは場合により指示の日から 3 月以内、又は審判部がその制定した規則に従って許可する付加期間内に、提起しなければならない。

### 7.3.11 登録前異議申立

異議申立は、登録前（特許法第 25 条第 1 項）と特許後（特許法第 25 条第 2 項）に可能である。

特許の登録前の異議申立は、何人も、特許出願の公開後から登録の前まですることができる（特許法第 25 条第 1 項）。特許出願は、出願公開日から 6 か月の満了前は登録されない（規則第 55 条第 1A 項）ため、異議申立期間は少なくとも 6 か月である。長官は、審査請求後であれば、異議申立の審査する（規則第 55 条第 2 項）。

#### 第 25 条（特許に対する異議申立）

(1) 特許出願が公開されたが特許が付与されていない場合は、如何なる利害関係人も、次に掲げる何れかの理由によって特許付与に対する異議を長官に書面で申し立てることができる。

#### 規則第 55 条（特許に対する異議申立）

(1A) 第 1 項の如何なる規定にも拘らず、特許は第 11A 条に基づく出願の公開日から 6 か月の満了前には一切付与されない。

(2) 長官は、出願の審査請求が提出されたときに限り当該申立を審査する。

異議申立の審査の結果、長官が拒絶又は補正が必要であることを認めるときは、出願人に通知し（規則第 55 条第 3 項）、出願人は当該通知日から 3 月以内に陳述書等を提出できる（規則第 55 条第 4 項）。長官は、当該陳述書等に基づき審査を行い、拒絶又は補正を命じることができる（規則第 55 条第 5 項）。

#### 規則第 55 条（特許に対する異議申立）<sup>81</sup>

(3) 長官は、申立の審査時に、特許出願は拒絶すべき旨又は完全明細書は補正を必要とする旨を認めるときは、出願人にその旨を通知する。

(4) (3) に基づく通知の受領時に、出願人は、希望するときは、当該通知の日付から 3 月以内に当該申立書の写しを添え自己の陳述書及び出願を支持する証拠(ある場合)を提出しなければならない。

(5) 出願人により提出された陳述書及び証拠、異議申立人による陳述書及び証拠を含む申立、当事者による提出物などの審査に基づき、請求された場合の当事者に対する聴聞の後、長官は申立を拒絶するか、又は特許付与前に長官の納得するように完全明細書及びその他の書類を補正すべき旨を命じるか、又は出願された特許の付与を拒絶するか、前記手続完了から通常 1 月以内に、出願と申立に基づき裁判理由の明示を伴った命令を行い同時に決定することで選択できる。

<sup>81</sup> 2016 年 5 月 16 日付けの特許規則改正により改正されたものであり、仮訳を記載している。

### 7.3.12 登録料の支払い

設定登録のための一時的な登録料はないが、特許付与時に更新手数料を納付する必要がある。

特許出願は、拒絶理由がなければ特許が付与される（特許法第 43 条第 1 項）。特許証の日付は、特許出願の日である（特許法第 45 条第 1 項）。特許を維持するために最初に支払う更新手数料は、特許証の日付を起算日として 3 年度の更新手数料であり、原則として、2 年度満了日前に納付しなければならない（特許法第 53 条第 2 項、規則第 80 条第 1 項）。そのため、特許付与が特許証の日付を起算日として 2 年以内になされたときは、2 年度満了日前に更新手数料を納付しなければならない。特許付与が特許証の日付を起算日として 2 年経過後になされたときは、特許付与までの間に本来であれば納付すべきであった更新手数料を含めた更新手数料を、特許付与日から 3 か月以内に納付しなければならない（特許法第 142 条第 4 項）。

これらの納付期限は、所定の手数料を支払って、6 か月まで延長することができる（規則第 80 条第 1A 項、特許法第 142 条第 4 項、第 1 附則）。

更新手数料が所定期間内に納付されないときは、当該特許の効力は消失する（特許法第 53 条第 2 項）。

#### 第 43 条（特許付与）

- (1) 特許出願が特許付与の状態にあると判断され、かつ、
- (a) 出願に対して、長官が本法によって自己に付与された権限を行使して拒絶しなかったか、又は
- (b) 出願が本法の規定の何れかに違反することが発見されなかったか、
- の何れかのときは、できる限り迅速に、出願人又は共同出願の場合は共同出願人に対して、当該特許庁の公印を付した特許証が付与され、かつ、特許付与日が登録簿に記録される。

#### 第 45 条（特許証の日付）

- (1) 本法の他の規定に従うことを条件として、各特許証は、特許出願の提出の日をその日付としなければならない。

ただし、1911 年インド特許及び意匠法（1911 年法律第 2 号）第 78C 条に基づいて発せられた指示が本法施行直前に適用された出願に対して交付された特許証については、完全明細書提出の日又は本法施行の日の何れか遅い日をもって、その日付としなければならない。

#### 第 53 条（特許の存続期間）

- (2) 特許は、本条又は本法の如何なる規定にも拘らず、更新手数料が所定の期間内、又は所定の延長期間内に納付されないときは、更新手数料の納付に係る所定の期間の満了時に、効力を失う。

#### 規則第 80 条（第 53 条に基づく更新手数料）

- (1) 特許を有効に維持するため、特許証の日付から第 2 年次又はその後続年次の満了時

に、第1附則に規定の更新手数料の納付がされていなければならない。これは第2年次又はその後続年次の満了前に特許庁に送金されなければならない。

(1A) (1)に規定の更新手数料の納付のための期間は、当該期間延長の請求が第1附則に規定の手数料を添えて様式4により行われたときは、これを6月以下の期間まで延長することができる。

#### 第142条 (手数料)

(4) 出願日から2年の期間経過後に主特許の付与があったときは、その間に納付期日の到来した手数料は、当該特許の登録簿への登録の日から3か月の期間内又は登録の日から9か月までの延長期間内に、納付することができる。

#### 第53条 (特許の存続期間)

(2) 特許は、本条又は本法の如何なる規定にも拘らず、更新手数料が所定の期間内、又は所定の延長期間内に納付されないときは、更新手数料の納付に係る所定の期間の満了時に、効力を失う。

### 7.3.13 その他の制度

#### (1) 外国での審査結果等の利用

インド出願と同一発明が外国に出願されているときは、対応外国出願の情報の提出義務がある(特許法第8条)。出願人は、インドでの特許登録日まで、当該出願に対応する外国出願についての陳述書及び必要書面を提出する旨の誓約書を、出願日から6か月以内に提出しなければならない(特許法第8条第1項、規則第12条第1A項及び第2項)。また、長官は外国出願の処理に関する明細を出願人に要求でき、出願人は当該要求の通知日から6か月以内に提出しなければならない(特許法第8条第2項、規則第12条第3項)。

特許法第8条による情報を開示しないことは異議申立(登録の前後とも)の請求理由として挙げられている(特許法第25条第1項(h)及び同第2項(h))。

#### 第8条 (外国出願に関する情報及び誓約書)

(1) 本法に基づく特許出願人がインド以外の如何なる国においても、同一若しくは実質的に同一の発明について単独で若しくは他の何人かと共同で特許出願を行っている場合、又は自己の知る限りにおいて当該出願が、何人かを通じて若しくはその者から権原を取得した何人かによって行われている場合は、当該出願人は、自己の出願と共に、又はその後長官が許可することがある所定の期間内に、次に掲げるものを提出しなければならない。

(a) 当該出願の明細事項を記載した陳述書、及び (b) 前号にいう陳述書の提出後所定の期間内にインド以外の何れかの国にした同一又は実質的に同一の発明に係る他の各出願(ある場合)について、インドにおける特許付与日まで、前号に基づいて必要とされる明細を書面で随時長官に通知し続ける旨の誓約書

(2) インドにおける特許出願後であって、それについての特許付与又は特許付与拒絶ま



ではいつでも、長官は、インド以外の国における出願の処理に関する所定の明細を提出することを出願人に要求することもでき、その場合、出願人は、自己に入手可能な情報を所定の期間内に長官に提出しなければならない。

#### 規則第 12 条 (外国出願に関する陳述書及び誓約書)

(1A) 出願人が第 8 条第 1 項に基づいて陳述書及び誓約書を提出する期間は、出願日から 6 月とする。

説明—本条規則の適用上、インドを指定する国際出願に対応する出願の場合の 6 月の期間は、当該対応する出願がインドにおいてされた実際の日付から起算する。

(2) 特許出願人が、第 8 条第 1 項 (b) に基づいて当該人が提出すべき誓約書において、何れかの国において行った他の出願に係る詳細について長官に通知し続けるべき期間は、当該出願日から 6 月とする。

(3) 第 8 条第 2 項に基づいて長官によりその旨の命令があるときは、出願人は、発明の新規性及び特許性についての異論 (ある場合) に関する情報、並びに容認された出願のクレームを含めて長官が必要とするその他の明細を、長官からの当該通知の日から 6 月以内に提出しなければならない。

#### 第 25 条 (特許に対する異議申立)

(1) 特許出願が公開されたが特許が付与されていない場合は、如何なる利害関係人も、次に掲げる何れかの理由によって特許付与に対する異議を長官に書面で申し立てることができる。すなわち、

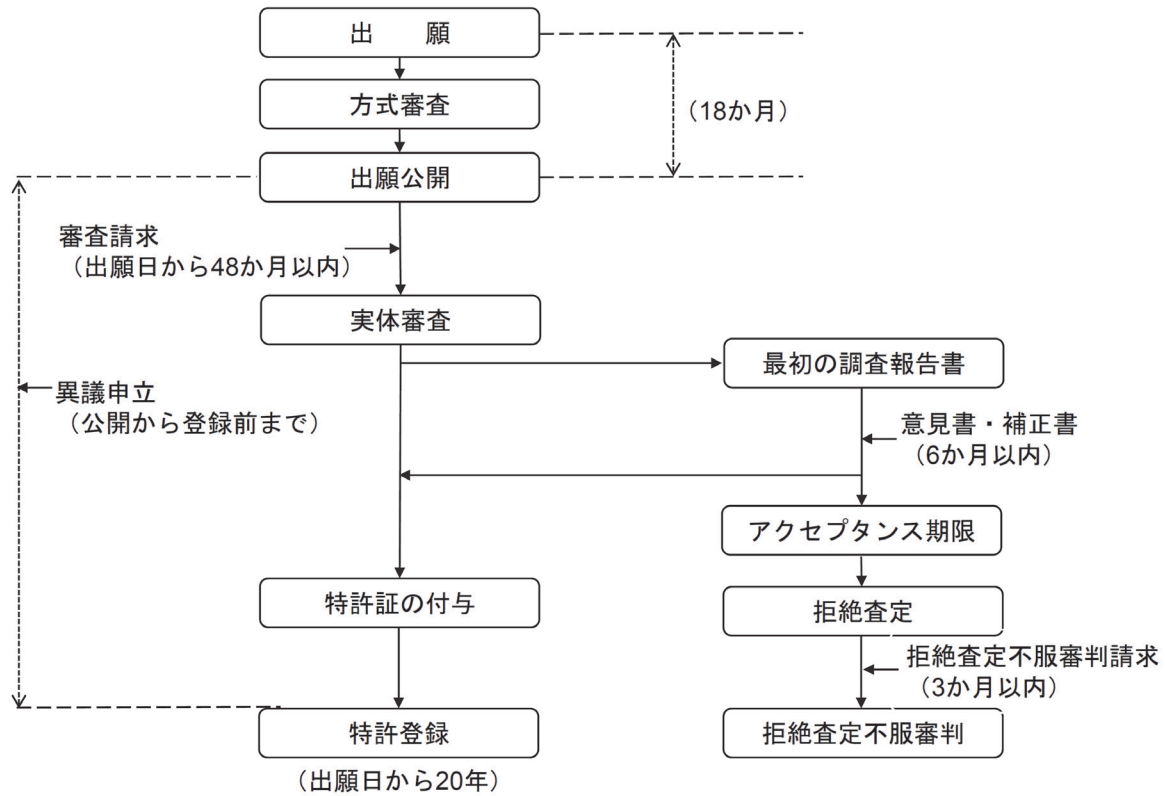
(h) 出願人が、長官に対して第 8 条によって要求される情報を開示せず、又は何らかの重要な明細事項について自己が虚偽と認識している情報を提供したこと

(2) 特許付与後で特許付与の公告の日から 1 年間の満了前はいつでも、如何なる利害関係人も次に掲げる何れかの理由により所定の方法で長官に異議を申し立てることができる。すなわち、

(h) 特許権者が、長官に対して第 8 条によって要求される情報を開示せず、又は何らかの重要な明細事項について自己が虚偽と認識している情報を提供したこと

## 7.4 特許出願の手続き

出願から登録までの手続きは以下のとおりである。<sup>82</sup>



<sup>82</sup> 一般社団法人 発明推進協会の外国産業財産権侵害対策等支援事業「インド」を参考に作成した。  
<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/India.html> (最終アクセス日：2017年2月10日)

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独 国
特許までの期間	審査請求日から15.2か月 (2014年)	係属期間25.3か月 (2016年)	審査請求日から28.9か月 (2015年)	審査係属期間21.9か月 (2015年)	公的なデータなし	公的なデータなし
最初の拒絶理由等の通知までの期間	審査請求日から9.5か月 (2015年)	出願から16.2か月 (2016年)	公的なデータなし	公的なデータなし	一次審査処理期間10.0か月 (2015年)	公的なデータなし
法律	特許法	特許法 (35USC)	欧州特許条約 (EPC)	専利法	特許法	特許法
規則	特許施行規則	特許規則 (37CFR)	施行規則	専利法実施細則	特許法施行規則	特許規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	全出願について作成される (第92条、規則第65条)	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成される (第43条)
公開日	出願日又は優先日から18か月 (第64条)	出願日又は優先日から18か月 (第122条)	出願日又は優先日から18か月 (第93条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第34条)	出願日又は優先日から18か月 (第64条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第31条(2))
早期公開請求	あり (第64条の2)	あり (第122条(b)(1)(A))	あり (第93条(1))	あり (第34条)	あり (第64条(1)、規則第44条(1))	あり (第31条(2))
審査請求期限	出願から3年 (第48条の3)	審査請求制度なし	調査報告の公開日から6か月 (規則第159条(1))	出願から3年 (第35条)	出願から3年 (第59条)	出願から7年 (第44条(2))
優先審査・早期審査	早期審査、スーパー早期審査、優先審査 (第48条の6)、早期審査	年齢・健康 (37CFR 1.102 (c))、早期審査 (MPEP708.02 (a))、優先審査 (MPEP708.02(b))	PACE (Official Journal November 2015)	省エネ環境保護、次世代情報技術等 (発明專利出願優先審査管理法)	あり (第61条、規則第39条)	あり (審査基準 3.3.2)
PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

\*特に記載がない限り、括弧内の番号は、法律の条文番号を表す。

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独国
拒絶理由応答期限	60日、在外者3か月 (第50条、方式審査便 覧04.10(1)7・(2)7)	最後以外：3か月 (MPEP710.02(b)、最 後：3か月 (MPEP 706.07(f))	4か月 (規則第132 条)	最初：4か月、最後： 2か月、猶予期間15日 (審査指南第2部分第 8章4.10.3)	2か月以内 (第63条、 規則第16条(1))	4か月～12か月 (審査 基準3.5)
拒絶理由応答期限の延長	2か月、在外者は1回 目2か月・2回目1か月・ 計3か月	最後以外：通知から 最長で6か月 (37CFR 1.134)、最後：通知 から最長で6か月 (MPEP706.07(f))	2か月 (規則第135 条)	2か月、1回のみ (審 査指南第2部分第8章 5.1(3))	1か月ごと最長4か月 (審査基準第1部第3 章4.2)	延長可能 (審査基準 3.5)
拒絶査定不服審判等の 請求期間	3か月以内 (第121 条)	6か月以内に審判請求 (37CFR1.134)	2か月以内 (第106 条、第108条)	3か月以内に再審査の 請求 (第41条、審査指 南第4部分第2章2.3及 び2.5)	30日以内 (第132条 の17)	1か月以内 (第73条 (1),(2))
登録前異議申立	なし	なし	特許付与公告日から9 か月 (第99条(1))	なし	なし	なし
設定登録料納付期限	特許査定日から30日 以内 (第108条)	特許許可通知から3か 月以内 (第151条(a)、 37CFR1.311(a))	登録付与通知後4か月 以内 (規則第71条 (3))	特許査定後2か月以内 (実施細則第54条)	特許査定通知日から3 か月以内 (第79条)	納付不要
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降 (規則第51条)	なし	なし	出願日から3年目以降 (第17条)
対応する外国特許出願情 報の提出義務	—	IDSの提出 (37CFR1.97)	—	外国での審査結果等を 提出 (第36条)	—	—
その他の特徴	—	RCE (第132条、 37CFR1.114)、審査 処分の停止 (37CFR1.103)	Further Processing (第121条)	—	再審査請求 (第67条 の2)、遅い審査 (第 40条の3)	特許出願から実用新 案を分岐出願可能 (実用新案法第5条)

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
特許までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	最初の審査結果の通知から14.0か月(2014年)
最初の拒絶理由等の通知までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	審査請求から9.5か月(2014年)
法律	特許法	特許法	産業財産権法	特許法	特許法
規則	施行規則	施行規則	産業財産庁規則	施行規則	施行規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成する(第43A条)
公開日	出願日又は優先日から18か月(第11A条(1)、規則第24条)	明確に規定されていない(第28条)	出願日又は優先日から18か月(第30条)	出願日又は優先日から18か月(第10条(2)、(3))	出願日又は優先日から18か月(規則第4.2条)
早期公開請求	あり(第11A条(1)、規則第24条)	なし	あり(第30条、第75条)	あり(第10条(2))	あり(規則第4.2条(3))
審査請求期限	出願日又は優先日から48か月(第11B条、規則第24B条(1))	出願公告(公開)日から5年(第29条)	出願日から36か月(第33条)	出願日から5年(規則第96条(1))	出願日から5年又は局長要求により2か月(第44条、規則第3.15・第3.16条)
早期審査・優先審査	あり(規則第24C条)	なし	環境技術、年齢、医薬品、極小・小規模団体等(決議175/2016、151/2015、80/2013、160/2016)	あり(規則第28条)、環境技術(規則第28条(1)(b))	あり(規則第3.17)
PPH	参加していない	日本との間でのPPH	米国との間でのPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
拒絶理由応答期限	アクセプタンス期間内：6か月以内（規則第24B条(5)）	90日以内（第27条）	90日以内（第36条）	6か月（規則第30条）	アクセプタンス期間内：12か月以内（規則第13.4条）
拒絶理由応答期限の延長	3か月以内（規則第24B条(6)）	必要に応じて延長可能（第27条）	規定されていない	12か月以内（規則第152条）	規定されていない
拒絶査定不服審判等の請求期間	3か月以内（第117A条(2)）	60日以内（第72条）	60日以内（第212条、第213条）	6か月以内に連邦裁判所へ提訴（第41条）	21日以内に連邦裁判所へ提訴（連邦裁判所規則第34.24条）
登録前異議申立	公開から登録まで（第25条(1)）	公告（公開）日から90日以内（第31条）	なし	なし	許可公告日から3か月以内（規則第5.4条）
設定登録料納付期限	規定されていない	通知受領から60日以内（第33条）	出願承認後60日以内（第38条(1)）	認められる旨の通知後6か月以内（規則第30条）	公告日から3か月（規則第22.2I条(1)）
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降（第84条）	出願日から3年目以降（第27.1条、附則II項目30）	出願日から4年目以降（規則第22.2条(6)）
対応する外国特許出願情報の提出義務	出願日から6か月以内（第8条）	外国の審査結果受領後90日以内に提出・書類はタイ語の翻訳が必要（第27条、省令第22号第13条）	審査請求後に要求されたときは60日以内に提出（第34条）	なし	なし
その他の特徴	6か月のアクセプタンス期間（規則第24B条(5)）	なし	医薬品はANVISAの事前の同意が必要（第229C条）、特許期間は特許付与日から10年以上（第40条）	なし	12か月のアクセプタンス期間（規則第13.4条(1)）

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における特許出願から  
特許査定までの期間の現状と実態に関する調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>